

事 務 連 絡

令和4年3月18日

各都道府県各種学校主管課
日本インターナショナルスクール協議会 御中
在日ブラジル学校協議会

文部科学省大臣官房国際課

オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の
新型コロナウイルス感染症対策について

各学校においては春季休業を迎えるところですが、オミクロン株の影響により多くの感染が発生しているため、春季休業に際して各学校において取り組んでいただきたい感染症対策について、別紙のとおりまとめましたので、お知らせします。

今般の新型コロナウイルス感染症に際して必要な対応について適切に御判断いただくための参考資料としていただけますと幸いです。

各都道府県各種学校主管課におかれては、所轄の各種学校のうち外国人学校に対して周知くださいますようお願いします。

日本インターナショナルスクール協議会及び在日ブラジル学校協議会におかれては、加盟校に対して周知くださいますようお願いします。

(本件連絡先)

文部科学省大臣官房国際課

国際協力企画室長 松原

人物交流専門官 小野

外国人教育政策係 手塚、氏師

Tel : 03-5253-4111 (内線 3222)

Fax : 03-5253-3669

E-mail : kokusai@mext.go.jp

(Tentative translation)
International Affairs Division, Minister's Secretariat
Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

March 18, 2022

Attn: Prefectural miscellaneous category school departments,
Japan Council of International Schools (JCIS),
Association of Brazilian Schools in Japan (AEBJ)

Points of countermeasures against COVID-19 corresponding to the Omicron variant
in schools during the spring vacation

Most schools are about to start its spring vacation, yet infections of the Omicron variant still prevail in schools.
Therefore, please find the attached document that shows desirable countermeasures against COVID-19 in
schools during the spring vacation.

We kindly share this announcement with you because it could be utilized as a reference for your
consideration on your responses to COVID-19.

To Prefectural miscellaneous category school departments: please send this notification to the miscellaneous
schools for foreign students under your jurisdiction.

To JCIS and AEBJ: please send this notification to members of your council or association.

[Contact]

Director: MATSUBARA Taro

Senior Specialist for Personnel Exchange: ONO Kenichi

Unit Chief: TEZUKA Akane, UJISHI Daiki

Office for International Cooperation Planning, International Affairs Division, Minister's
Secretariat, Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology (MEXT)

Tel: 03-5253-4111 (Ext: 3222), Fax: 03-5253-3669, E-mail: kokusai@mext.go.jp

依然としてオミクロン株の影響により子供に多くの感染が発生している現状を踏まえ、春季休業に際して、学びの継続と感染症対策の両立の観点から各学校において取り組んでいただきたい感染症対策をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡
令和4年3月18日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した春季休業に際しての学校関係の新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数については、現在、全体としては緩やかな減少が継続しているところですが、新規感染者における10代以下の割合は増加傾向が続き、依然として高い水準となっています。

(参考)

- ・データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－（厚生労働省）
<https://covid19.mhlw.go.jp/>
- ・新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00333.html

こうした中、各学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）においては春季休業を迎えるところですが、依然としてオミクロン株の影響により多くの感染が発生している現状において、春季休業に際して各学校において取り組んでいただきたい感染症対策について下記のとおりまとめました。つきましては、各学校及び学校設置者におかれては、下記事項に留意し、引き続き感染症対策に取り組んでくださいますようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれては

その設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いします。

記

1. 基本的な考え方

（1）感染症対策の強化・徹底の継続

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底については、令和 4 年 2 月 4 日付け事務連絡によりお知らせしたところだが、現下の状況を踏まえ、地域における児童生徒等の感染状況を踏まえて必要な場合は、地域全体の感染症対策のレベルにかかわらず対策を継続すること。

（2）学校で感染者が確認された場合の機動的対応と学習保障についての基本的な考え方

- ・ 学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和 4 年 3 月 17 日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」を踏まえ、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うこと。
- ・ 臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できないことに対しては、学習に著しい遅れが生じることのないようにするとともに、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童生徒との関係を継続することが重要である。このため、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じること。特に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習把握を行うことが重要であること。
- ・ なお、本日付けで教育課程課より「新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査」の結果及び「新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導についての取組事例」を、幼児教育課より「やむを得ず登園できない幼児の学びを保障する工夫事例を追加した幼稚園等再開後の取組事例集（令和 4 年 3 月 18 日改訂）」をお示ししており、必要に応じて参照いただきたいこと。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業期間中の学習指導等に関する調査＜結果＞
https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kyoiku02-000006590_01.pdf

- ・新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習保障についての取組事例

https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kyoiku02-000006590_02.pdf

- ・幼稚園等再開後の取組事例集（令和４年３月１８日改訂）

https://www.mext.go.jp/content/20220317-mxt_kyoiku02-000006590_03.pdf

２．年度末、年度始めの学校行事における対策

卒業式、入学式等の学校行事の実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえた上で、感染症対策の確実な実施や保護者等の関係者の理解・協力を前提に、開催方法を工夫するなど、その実施に向けて適切に対応すること。

＜基本的な感染症対策＞

- ・風邪症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・参加者への手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットの推奨など
- ・アルコール消毒薬の設置、こまめな換気の実施など
- ・会場の椅子の間隔を空けるなど参加者間の身体的距離の確保

＜開催方式の工夫の例＞

- ・参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、保護者を別会場とする等）
- ・式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛、式辞等の文書での配付など）
- ・ICT を活用した対面とオンラインとのハイブリッド方式による開催（参加者の一部は別会場にて、ウェブ会議システム等で双方向のやりとりを行ったり、式の様子を視聴したりするなど）

なお、卒業式等の終了後に保護者や教職員等が参加するいわゆる謝恩会等の懇親の機会が設けられることも想定されるが、そうしたことに关しては、必要に応じて主催者に対し、飲食について地域において求められている感染症対策について留意を促すこと。

３．部活動等における対策

（１）感染リスクの高い活動の制限

中学校及び高等学校の学校内感染の経路として同一部活動の事例が占める割合は高くなっており、特にその感染対策は重要である。

（参考）

- ・学校関係者における新型コロナウイルス感染症の感染状況等について

こうしたことも踏まえ、地域における児童生徒等の感染状況を踏まえて必要な場合は、以下に記載するような感染リスクの高い活動については制限するとともに、参加者の健康管理を一層徹底すること。

- ・ 密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・ 大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・ 学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

(2) 春季休業期間における実施の工夫

密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、例えば午前と午後で活動時間を分け、校庭や体育館を広く活用するほか、空き教室等を活用する、または、社会体育施設等を活用するなど、地域の実情に応じた工夫を検討すること。

4. 子供の居場所における対策との連携

(1) 春季休業期間における積極的な学校施設の活用推進

家庭や学校以外の場面での児童生徒等の感染事例のうち放課後児童クラブ等が占める割合も一定あり（3（1）の（参考）を参照）、その感染対策が講じられることも重要である。

このため、特に春季休業期間においては、密集したり近距離で行ったりする活動等を避けるため、福祉部局と積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等の活用を推進すること。なお、国庫補助を受けて整備した学校施設を使用する場合であっても財産処分には該当せず、手続は不要である。

(2) 放課後児童クラブ等の運営主体との連携

(1)のほか、例えば、学校における感染者の発生状況や学校において講じている感染症対策に関する情報を共有するなど、放課後児童クラブ等の運営主体等との連携を図ること。

5. 春季休業期間の過ごし方に係る家庭との連携

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（Ver.7 2021.12.10 一部修正 文部科学省）においては、第1章6において家庭との連携について示しているが、春季休業期間の過ごし方に関し、改めて家庭における感染症対策

について協力を呼びかけるなどの連携を図ること。

6. 新年度の開始に向けた対策

- ・ 「教職員のワクチンの優先的な追加接種の取組状況の調査結果について（令和4年3月11日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課事務連絡）」で依頼したとおり、春季休業期間等を活用し、希望する教職員の新型コロナワクチンの追加接種が可能な限り進むよう取り組んでいただきたいこと。
- ・ 5で示したように家庭との連携を図り、春季休業期間も家庭における健康観察を継続していただき、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養するなどの対策を徹底しつつ、その時点における地域における児童生徒等の感染状況に応じた対策を講じて新年度を開始すること。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 学校行事に関すること
初等中等教育局 教育課程課(内2903)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 子供の居場所に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3260)
(うち財産処分手続に関すること)
大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課(内2464)
- 教職員のワクチン接種に関すること
初等中等教育局 初等中等教育企画課(内4678)